

日豪F T A

ニュースレター 10

第 10 回日豪F T A交渉

11 月 17～25 日、第 10 回日豪F T A交渉は東京で開催された。

サービスと投資では、協定の条文テキストの未合意部分を中心に議論された。サービス貿易の章および自然人の動き（オーストラリアと日本で仕事を目的として一時的に滞在するビジネスマンを含む）の章の大部分に関して合意がなされた。オーストラリア側の商業的関心が高い金融サービスと電気通信サービスについても、引き続き交渉が行われた。投資に関しては、進展がみられたが、日本側からの要望である「投資家と国による紛争処理」（Investor-State Dispute Settlement：ISDS）条項等いくつか難しい問題が残っている。

双方のサービスと市場アクセスに関する当初のリクエスト（要望）についての意見交換プロセスを早めることで意見の一致をみた。オーストラリアは、自国で特に関心の高い金融サービス、電気通信、法律業務、教育の分野において商業的に意義のある結論を導き出すことが重要であると引き続き述べた。

財については、今回の議論では市場アクセスの分野と日本側から提案されたエネルギーおよび鉱業資源の章が焦点となった。財に関連した他の分野についての議論は次回に持ち越された。

財に関する市場アクセスの交渉では双方のオファー（提案）が引き続き議論された。農業分野の市場アクセスについては、産品毎の詳細な議論が続けられ、オーストラリアは、豚肉、ワイン、園芸作物（前回第 9 回交渉で俎上にのぼらなかった作物を中心に）など関心の高い分野への市場アクセスの改善を求めた。また、オーストラリアは鶏肉と林産品に関する自由化の要望を説明した。それに対して日本は農業セクター全般におけるセンシティブティを繰り返し述べた。

エネルギーおよび鉱業資源については、日本は引き続きこの分野での日本側提案を説明し、オーストラリアがエネルギーおよび鉱業資源分野における協力に関する章を FTA に導入することに合意したことを歓迎した。

知的財産の章では、総論、見直しプロセス、透明性や、特許、商標、著作権、インターネットサービスのプロバイダ、および施行など、大部分の条文が合意された。

政府調達議論は、双方の政府調達システムを反映できる包括的な文言をまとめることが中心に行われ、着実な進展がみられた。

電子取引については、電子認証やペーパーレス取引に関する条文等の建設的な議論が進められた。

競争政策、紛争処理、およびその他の法律的、制度的問題についても引き続き前進があった。